Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

令和7年11月18日16時00分近 畿 地 方 整 備 局

道路協力団体の指定に向け、活動団体の募集を始めます。 ~今年度より随時公募申請が可能~

- ○近畿地方整備局では道路協力団体^{注)}の指定に向け、公募を開始いたします。
- ○公募に関する詳細(募集要項等)については、別紙の各事務所のホームページでご確認下さい。【別紙1】
- ○公募の申請については、今後随時受け付けております。 事前相談も随時対応しますので、お気軽にお問い合わせください。
- ○また、自治体管理の道路において道路協力団体の指定を希望する場合は管 轄する自治体へご相談ください。
 - 注)道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者の ニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等 を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制 度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別紙をご 覧下さい。【別紙2】

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局 道路部

道路管理課 課 長 宮腰 一也(みやこし かずや) 課長補佐 江原 正信(えはら まさのぶ)

TEL 06-6941-2500 FAX06-6949-0867

近畿地方整備局管内 道路協力団体の公募について

道路協力団体として活動いただける団体の公募を開始します。 事前相談・申請受付は、各国道事務所等で行っています。 詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

道路協力団体の公募を行う事務所一覧

事務所	ホームページURL	問い合わせ先
滋賀国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/shiga/area/DKD.html	計画課 (077) 523-1741
福知山河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/news/2025/qs1vaa00000016c5.html	計画課 (0773) 22-5104
京都国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/project/tii ki/kantao000000190f.html	管理第一課 (075) 354-8135
大阪国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/osaka/works/dou rokanri/kyoryoku/index.html	地域調整課 (06) 6932-1421
豊岡河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.ip/tovooka/news/20 25/20251118.html	道路管理課 (0796) 26-2431
姫路河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/road/kyor yokudantai/index.html	道路管理第一課 (079)282-8506
兵庫国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/news/2025	管理第二課 (078) 334-1600
奈良国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/nara/news/2025/ 20251118oshirase.html	管理第二課 (0742) 33-1394
和歌山河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/kyoryokudantai/	道路管理第二課 (073) 424-2471
紀南河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/news/2025/20251117.html	道路管理課 (0739)-22-4564
福井河川国道事務所	https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/road/kyour yoku/index.html	道路管理課 (0776) 35-2661

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは?

- ●道路における身近な課題の解消や、道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- ●道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- ●業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが 円滑・柔軟化されます。
- ●道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容(道路法第48条の61)

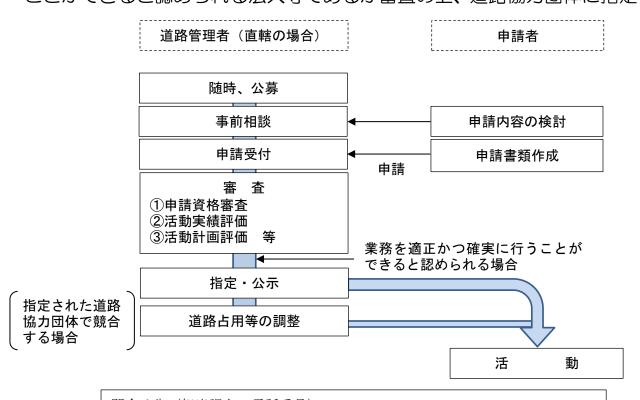
- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。 (例:道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件若しくは施設又は脱炭素化施設等であって、下記*に掲げるものの設置又は管理を行うこと。※道路法施行規則第4条の27
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で 安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの (例:歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場 (例:小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具 (例:シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの (例:掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等 (例:歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等 (例: オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等 (例:道路に関連したイベント開催に要する機材)
 - 8) 道路法施行令第16条の2に規定する脱炭素化施設等 (例:太陽光発電設備、シェアサイクル器具、シェア電動モビリティ器具)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (例:道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。 (例:交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 (例:通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱 化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①~⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。 申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行う ことができると認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。



問合せ先(担当課名、電話番号)

HP https://www.kkr.mlit.go.jp/road/maintenance/kanri/index.html

近畿地方整備局 道路部 道路管理課 06-6942-1141



道路で清掃・除草などの 公的活動を行う方々へ

現在の公益活動を、今後さらに充実させるため 道路空間を活用して収益を得る活動を行い、 道路の快適性を向上させませんか?

道路協力団体制度が 活用できます。

道路協力団体とは一

自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関する活動を行 う民間団体を支援するものです。道路協力団体になることで、 道路上での収益活動が可能となり、活動時の申請手続が緩和 され活動がしやすくなります。官民連携による道路管理の一層 の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していきます。



道路協力団体として活動するメリット

- 収益活動・手続きの簡素化による 活動の充実
- 認知度・社会的信用度の向上による 継続的な活動
- 全国の活動団体との連携による 活動の活性化・発展

道路協力団体の業務





除草や清掃活動など道路の 維持管理、道路に関する工事

例:道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの 設置等の軽易な工事





道路の管理に関する情報 又は資料の収集・提供

例:サイクルツーリズムに関する情報収集、共有の場の開催など





道路に関する知識の普及・啓 発のための勉強会の開催や 地元学校との連携などの取組

例: 啓発活動としてのイベント開催など





安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板等や脱炭素化施設等の設置・管理

例:案内板、シェアサイクル駐輪場、オープンカフェ、マルシェ、 道路に関連したイベント開催に要する機材、太陽光発電設備、シェ ア電動モビリティ器具など





交通量調査やニーズ調査 などの調査研究

例:集約サインの設置・研究など





1~⑤に関連する取組

なお、道路協力団体は① \sim ⑥すべての業務を行う義務はなく、一部を実施する団体も指定の対象となります。

道路協力団体に なるための条件

道路協力団体として活動を行う区間において、概ね5年間*1活動(清掃・除草等の維持管理活動)を行っていること。

※1: 道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績がある場合は、2年間に短縮される場合があります。

※詳細については道路管理者または以下の問い合わせ先へご確認ください。

よくあるご質問 (FAQ)

① (維持管理)と② (収益活動) の場所が異なる場合、 収益活動は可能でしょうか。

> ↑ ①業務の区間外でも、申請区間内であれば②業務の実施が認め られます。

ボランティア・サポート・プログラム(以下、VSP)の実施団体でも、 道路協力団体になることが出来ますか。

↓ VSPの実施団体も道路協力団体になることが出来ます。道路協力団体になることで、収益活動を行うことが出来るようになり、活動の充実が期待されます。

※その他の FAQ はホームページでご確認ください

みちを守り、育て、楽しむ

道路協力団体





窓 口:国土交通省 道路局 環境安全・防災課連絡先:hqt-douro_kyouryoku@gxb.mlit.go.jp

●相談内容・該当道路・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください。●添付ファイルは受信できませんので、まずはメール本文に内容を記載してください。

